現　場　説　明　書

佐賀県競馬組合

（Ａ）工事概要及び一般事項

１．工事概要

①工 事 名　　900m発走地点待機所ミスト設置工事

②工事場所　　鳥栖市

③工事期間　　実工期　１２０　日間

④工事内容　　（別添　特記仕様書及び設計図面による）

⑤関連工事

２．設計図書の優先順位

設計図書は相互に補完するものとし、相互に相違がある場合の優先順位は次のとおりとする。

①質疑回答書

②現場説明書

③特記仕様書

④設計図面

⑤標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

３．工事着手前・完成時の提出図書

①工事請負契約後、監督員の指示により設計図面の製本を提出すること。

②その他、『完成図書作成・提出要領（建築住宅課)』により監督員の指示に従って発注者へ提出すること。

４．契約事務上の注意事項

①工事請負契約書は佐賀県建設工事請負契約約款を使用することとし、その他の契約事務については佐賀県財務規則による。

②不慮の事故に備えて火災保険等に加入すること。なお、契約額は工事規模・請負契約額に相応する内容とし、原則として工事完成期日後 14 日間の予備期間を設けること。

③「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に加入すること。

④工事が複数年度に亘る場合は、各年度の請負代金の支払い限度額及び施工責任額は、契約書作成の日までに通知する。

（Ｂ）現場及び技術に関する説明事項

１．指定仮設

設計図面に明記された仮設については、指定仮設として実施すること。

なお、現場状況及び施工方法により変更が必要な場合は監督員との協議により実施するこ

と。

2．工事着工前の確認

建物の配置については設計図書に基づいて縄張りを行い、監督員と最終確認を行うこと。

既存施設内で増築・改修工事をする場合は、仮設計画書、施工計画書等を作成し施工上必要な「工事用地等」について施設管理者と協議すること。

また、既存の設備、地下埋設物については充分な予備調査を行って施工すること。

3．工程管理

工事の着手に当たっては、他の関連工事業者と調整の上、受電時期や試運転調整期間等を見込んだ実施工程表を作成し監督員に提出すること。

また、工事期間中はこの工程表に従い工事の円滑な進捗に努めること。

4．施工体制台帳

施工体制台帳及び施工体系図については、下請契約の請負代金額に関わらず、次のとおりとする。

・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の定めに従って、別に定める国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。

・各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

・受注者は施工体系図を所定の様式（建築工事監理指針等を参照）により監督員に提出しなければならない。

・施工体制台帳及び施工体系図等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

・受注者は、施工体制台帳及び施工体系図等に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

※施工体制台帳及び施工体系図等の詳細は、『土木工事施工管理の手引き（佐賀県）』を参照すること。

5．施工中の安全確保、環境保全等

施工中の安全確保及び環境保全並びに災害・公害の防止については「建築・電気・機械各標準仕様書」によるほか、次の指針・要綱によること。

・建築工事安全施工技術指針

・建設工事公衆災害防止対策要綱

・建設副産物適正処理推進要綱

事件・事故発生時には直ちに監督員に連絡すること。

6．墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）」による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、腰ベルト型墜落制止用器具、ランヤード等）を使用するものとする。

7．使用人等の管理

受注者は、使用人等（下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者

を含む）の適正な労働条件を確保し、適時、使用人等への指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督すること。

また、使用人等の管理に当たっては、施工体制台帳の一部として作業員名簿を作成・保管することとし、その写しを提出すること。

８．工事監理者

この工事については、監督員業務の一部を第三者（設計者等）に委託する場合がある。

９．特定元方事業者の指名

労働安全衛生法第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項に基づき、この敷地内の建設工事等における特定元方事業者のうち、建築工事の請負業者を指名するものとする。建築工事の請負業者が複数の場合又は建築工事が行われない場合は、契約額が最大の請負業者を指名し、受注者へ通知するものとする。

10．工期変更等の場合の前金保証会社への通知

前払金保証約款第 7 条の 2「工期を変更する場合等における措置」の保証会社への通知は、受注者で行うこと。

（C）指導事項

１．建設工事の適正な施工の確保について

本工事の施工に当たっては、適正かつ円滑な施工を確保するために「建設業法」や「建設産業における生産システム合理化指針」等に基づく建設関連指導事項を遵守し、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努め、建設関連法等に抵触する行為は行わないこと。

２．労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図り、建設需要に対する労働者を確保し建設業の健全な発展を図るため、労働者災害補償保険制度、建設業退職金共済制度、労働災害補償共済制度等に関して、土木工事等共通仕様書（佐賀県）第 1 章第 48 節の規定を遵守すること。

また、建設業退職金共済制度に係る共済証紙の購入については、共済制度の対象となる労働者（対象工事の受注者の下請業者が当該労働者を使用する場合を含む）の当該工事に係る就労予定日数を把握し、必要枚数を購入後、「発注者用掛金収納書」を発注者へ提出すること。

３．各種調査への協力依頼

公共事業労務費調査、共通仮設費の実績調査等の対象工事となった場合は、必要な協力を行うこと。

４．下請負人等の選定

下請業者、資材調達、工事に係る技術者等の選定については、「佐賀県建設工事請負契約約款第 7 条の 2」によること。

また、工事に使用する資材については、地場産業の活性化を図るため県内で産出、生産又は製造されたものを積極的に使用するよう努めること。

５．下請負人、資材調達先及び技術者の申請等

受注者は、佐賀県建設工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項に規定する下請契約を締結しようとした場合は、一部下請負申請書を監督員に提出し、その承諾を得ること。

なお、下請業者が県外業者となる場合は「県内優先不実施の理由書」「下請負辞退書」等を同時に提出すること。

受注者は、佐賀県建設工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に規定する工事材料に係る納入業者を選定した場合は、工事資材使用届出書を監督員に提出すること。

なお、納入業者が県外業者となる場合は、理由書を監督員に提出すること。

受注者は、佐賀県建設工事請負契約約款第 7 条の 2 第 3 項に規定する工事に係る技術者等の配置を決定した場合は、技術者等名簿届出書を監督員に提出すること。

なお、配置する技術者等が県外居住者となる場合は、理由書を監督員に提出すること。

6．工事用資機材等の搬送に関する関連法の遵守等

道路交通法及び関係法令に抵触する搬送車両並びに交通安全の配慮に欠ける業者は排除すること。

また、電波法により、不法無線局を設置した車両を工事現場に出入りさせないこと。

7．工事実績情報の登録

請負金額が 500 万円以上の工事については、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報（CORINS）の登録をすること。

8．産業廃棄物税の取扱いについて

本工事により発生する建設廃棄物のうち、九州各県の焼却施設及び最終処分場へ搬入するものについては、産業廃棄物税が課税されるため、適正に事務処理を行うこと。

なお、熊本県及び北九州市へ搬入するものについては、課税対象施設が異なるため、監督員と協議すること。

9．建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策等について

・建築物その他の工作物の解体、改造又は補修作業を伴う建設工事については、「大気汚染防止法」に従い、石綿飛散防止対策を適正に行うこと。

・建築物その他の工作物の解体、改造又は補修作業を行うに当たっては、「労働安全衛生法」及び「石綿障害予防規則」に従い、石綿ばく露防止対策を適正に行うこと。

・その他関係法令（建設リサイクル法、廃棄物処理法等）を遵守すること。

10．環境への負荷の少ない物品等の使用について

『佐賀県環境物品等の調達の推進に関する基本方針』による特定調達物品等を使用する場合は、その方針における当該物品に係る「判断の基準」を満たすものを使用すること

なお、その「判断の基準」に対応することができない場合は、監督員と協議すること。

11．木質系材料に係る合法性及び持続可能性の証明

木質系材料を使用する場合は、その原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行うこと。

なお、その確認を行う場合には、林野庁作成の『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』に準拠して行うこと。

12．建設副産物の取扱い

建設副産物の取扱いについては、『建設副産物適正処理推進要綱』によることを原則とするほか、『建設副産物の取扱い方針（佐賀県)』に従い、適切に処理すること。

13．ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品（株)、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品（株)、ニッタ化工品（株）と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

なお、第三者による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得た場合であっても、後に製品の不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

（Ｄ）その他特記事項

○本工事は、『建築・設備工事検査取扱い要領（佐賀県)』に定める中間検査の工程に達した時、適宜中間検査を実施できるものとする。実施工程時期については、別途監督員の指示による。

○本工事は、『完成施設事後調査実施要領（建築住宅課)』に基づき、各施設管理者及び設計（監理）委託業者の立会いの上で完成施設事後調査を実施すること。

第一次調査：施設管理者が引き渡しを受けた日から１年（設備機器本体等の契約不適合責任期間１年を含む）が経過する前、おおむね１ヶ月の時期

第二次調査:施設管理者が引き渡しを受けた日から２年(全ての工事の契約不適合責任期間）が経過する前、おおむね１ヶ月の時期

○敷地内外における工事用及び作業員の車輌の通行については、交通安全に十分配慮し、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

なお、交通誘導員を配置しない工事にあっては同敷地内の交通誘導員の指示に従うこと。

○振動、騒音を伴う工事については、その防止対策を講じると共に、作業日時は次のとおりとすること。

・競馬開催日は原則として作業は行わない。(参考：令和８年度　競馬開催日　１１５日）

・作業時間については、関係者と十分な協議を行う等の措置を講じ、かつ関係法規等に抵触することのない様十分配慮し、設定する。

①　作業は、原則競走馬の調教終了後の 10:00 以降を現場入り時間とする。

②　週１回程度の能力検査、発走調教時間帯（2 時間程度）は作業を控えること。

○粉塵等が発生する工事については、事前に施設管理者と十分協議し、実施すること。

○解体・撤去時の養生に十分注意すること。また、構築物や通路（道路）等を損傷・汚染させた場合は、受注者の責任において速やかに原形に復すること。

○本工事は、『工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領』によるワンデーレスポンス実施対象工事である。実施にあたっては、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

○本工事は、『ウィークリースタンス実施要領』によるウィークリースタンスの対象工事である。実施にあたっては、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

○地下埋設物・架空線等上空施設の近接作業を行う場合には、『地下埋設物・架空線等上空施設の事故防止マニュアル（佐賀県)』に従い、慎重に行うこと。

○本工事は、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、設計変更の妥当性及び設計変更等に伴う工事中止等の判断の協議を行う場として開催する「設計変更会議」の設置対象工事である。

なお、「設計変更会議」への参加については、『設計変更会議実施要領』によること。

○本工事は、建設現場における「快適トイレ」の設置試行対象工事である。快適トイレは『建設現場における「快適トイレ」設置試行要領』により、受注者の希望で設置すること。

○舗装の切断作業時に発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については産業廃棄物（汚泥）として適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、協議の上、設計変更の対象とする。

なお、廃棄物処理法（廃掃法）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分、性状等）を処理業者に提供すること。